令和９･10 年度　競争入札参加資格審査申請書提出要領
【市内業者・定期受付】

令和８年 11 月　小林市財政課

本市及び本市上下水道局が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」に係る競争入札等に参加するための定期受付を実施します。参加を希望される業者の方は、以下のとおり申請してください。

１　申請受付期間、申請書類の提出方法

（１）郵送による提出

期　間：令和９年１月４日(月曜)から令和９年１月 31 日(日曜)消印まで有効
送付先：〒886-8501　宮崎県小林市細野 300 番地
小林市役所　財政課　契約管理グループ　宛て
「定期受付書類在中」と記入すること

（２）持参による提出

期　間：令和９年１月４日(月曜)から令和９年１月 29 日(金曜)まで　※土曜・日曜・祝日を除く
時　間：９時から 11 時 30 分、13 時から 17 時まで
場　所：小林市役所第２別館２階　※上下水道局２階
財政課　契約管理グループ

※（１）、（２）ともに受付期限を過ぎて提出された申請書類は受付できません。

２　資格の有効期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで【２年間】

３　申請書について

小林市ホームページから競争入札参加資格審査申請書(Excel 形式、以下「申請書ファイル」という。)をダウンロードし必要事項を入力してください。紙での提出が必要な書類は印刷を行い、提出してください。なお、任意様式可としている書類（後述の提出書類一覧を参照）において自社独自の様式で提出する場合は、申請書ファイルに入力する必要はありません。

また、市では申請内容をデータでも管理しております。申請書ファイルは、必要事項を入力後そのまま(ワークシートは削除しない)CD-R または CD-RW（以下「CD」という。）に書き込んで提出してください。

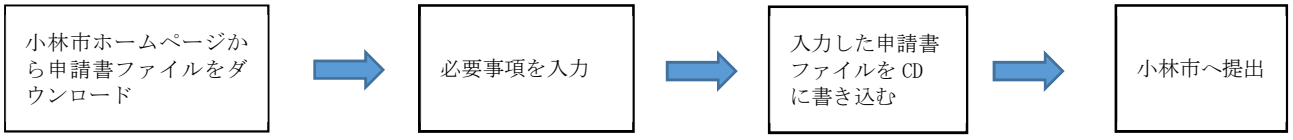

４　ＣＤ内データ見本

CD 内には下記のようにデータを書き込んでください。

入力した申請書ファイルのファイル名は「会社名」に変更してください。

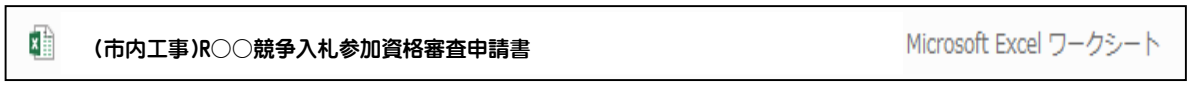

↓会社名に変更

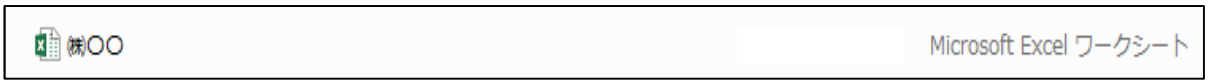

※希望業種により委任先が異なる場合は、申請書ファイルを分けて作成し、1 枚の CD に 2 つの申請書ファイルを書き込んでください。

５　入力したデータの送付方法について

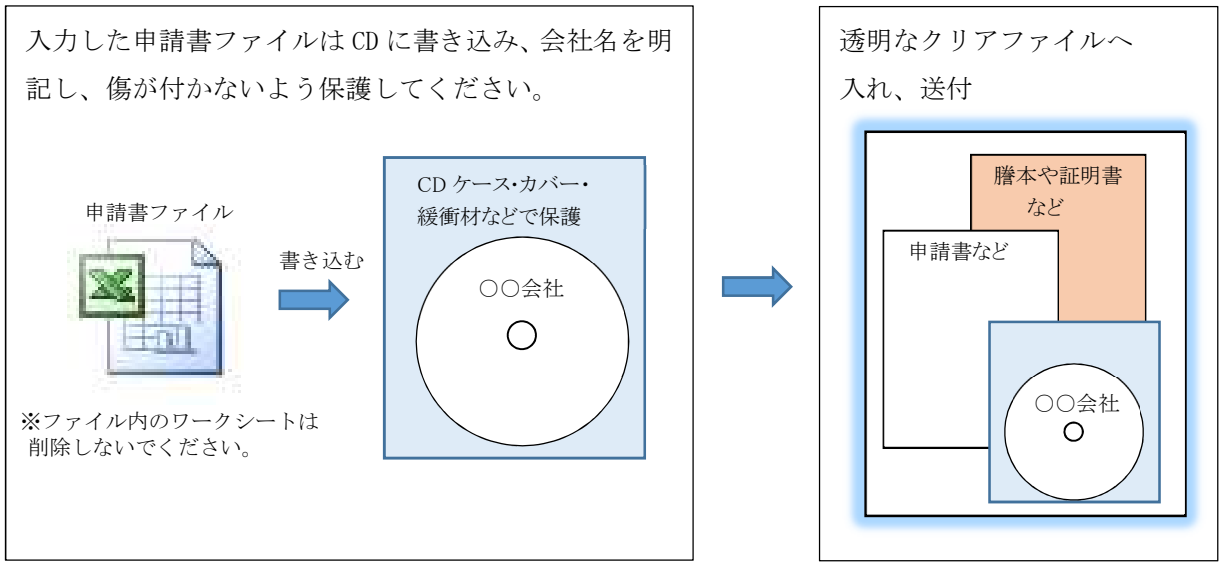

同時申請する場合

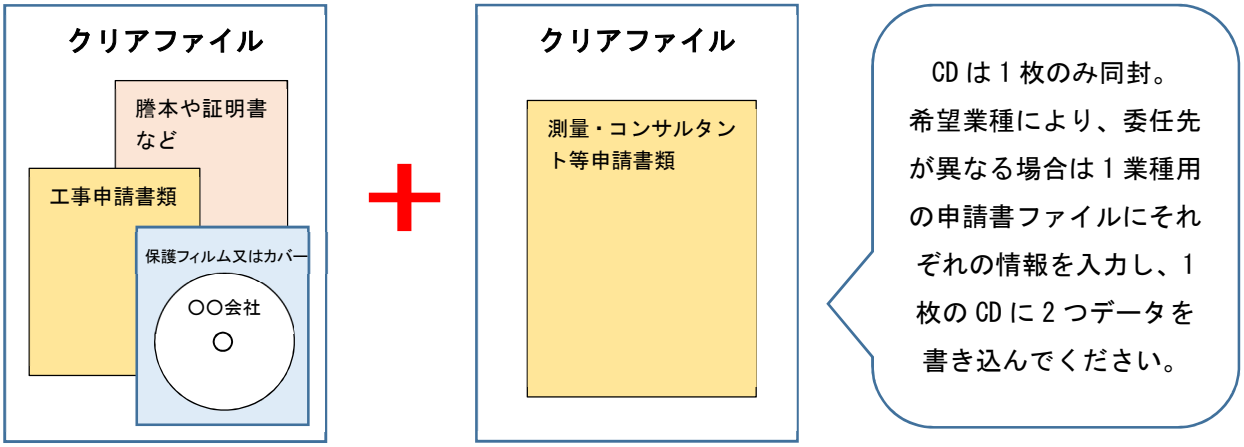

※『建設工事』と『測量・建設コンサルタント等』のどちらも申請する場合、重複する書類(登記簿謄本、納税証明書など)は 1 部のみの提出で構いません。その場合は、建設工事のクリアファイルに入れて提出してください。

6　その他提出書類の注意事項

（1）　提出に必要な各証明書類は、発行日から６か月以内(写し可)のものを提出してください。
（2）　手書きの場合、黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。
（3）　会社名や氏名などはゴム印を使用できます。
（4）　申請書類に押印する印鑑は全て実印を使用してください。
（5）　押印廃止を行っている書類があります。押印が必要な書類もありますので、別紙「押印廃止書類について」をご覧ください。
（6）　書類に不備があった場合は連絡をしますので速やかに訂正等を行ってください。
（7）　提出する書類や写しの印刷設定はカラー、白黒問いません。

7　技術者、現場代理人の雇用確認について

標準報酬月額通知書(最新のもの)、住民税特別徴収税額通知書、監理技術者資格者証のいずれかの写しを提出してください。

※マイナ保険証の写し及び資格確認書は、勤務先及び資格取得日が記載されないため不可とします。

8　国税、県税の猶予について

納税に関し猶予を受けている場合は、各納税証明書発行所において発行された「猶予許可通知書」を完納等を証明する書類に代わり提出してください。

9　申請者の資格要件

（1）　成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
（2）　経営者等（法人にあっては役員または支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者または支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）第２条第３号に規定する暴力団関係者である場合またはその経営を暴力団関係者が支配し、若しくは利用していると認められないこと。
（3）　希望業種について、建設業法第３条に規定する建設業の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第１項に規定する経営に関する審査を受けていること。
（4）　小林市税及び宮崎県税並びに国税に滞納がないこと。
（5）　その他必要な事項についての審査を受けていること。

10　申請書に関する問合せ先

小林市　財政課　契約管理グループ
電話:0984-23-8124(直通)　　FAX:0984-23-6910(直通)
メールアドレス　k_keiyaku@city.kobayashi.lg.jp

11　各種問合せ先

登記事項証明書に関すること	宮崎地方法務局小林出張所	0984-23-3211
身分証明書に関すること	小林市役所市民課	0984-23-1112
市の完納証明書に関すること	小林市役所税務課	0984-23-0115

建設工事　等級格付業種希望有り　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
①-1-1	提出書類確認表	必ずチェック「✔」を入れること	市様式
②	チェックシート		市様式
③-1-1	競争入札参加資格審査申請書		市様式
－	【法人】商業登記簿謄本 【個人】代表者の身分証明書	現在または履歴事項全部証明書等 本籍地の市町村で発行されたもの ※どちらか該当する方を提出	写し可
④	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書	委任する場合は、委任先の代表者名も記載する	市様式
⑤	委任状	委任する場合のみ提出	任意様式可
－	営業所一覧表　別紙二(1)または(2)	委任する場合のみ提出 建設業許可申請(更新)時に届出したもの	写し可
－	印鑑証明書	拡大・縮小コピーはせず等倍で提出 法人事業者は会社実印、個人事業者は実印の証明書を提出	写し可
⑦	使用印鑑届	契約や請求に使用する印鑑が実印と同一の場合または委任状の受任者印を使用する場合は不要	市様式
－	建設業に係る許可書または許可証明書	提出できるのは許可終了日が令和９年１月以降のもの	写し可
－	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書	提出できるのは審査基準日が令和７年６月30日以降のもの	写し可
⑧	技術者雇用状況報告書	現場代理人も記入すること	市様式
－	合格証・資格者証の写し	名簿に登載する技術者全員分	写し可
	営業所技術者等証明書(新規・変更)または営業所技術者等一覧表	建設業許可申請(更新)時に営業所に置く専任技術者を届出たもの	写し可
	監理技術者資格者証の写し・講習修了証の写し	土木・建築施工管理技士の方で解体を希望する場合は登録解体工事講習の修了証	写し可
	原則として標準報酬月額通知書(最新のもの)。または住民税特別徴収税額通知書のいずれか	名簿に登載する技術者、現場代理人全員分 審査基準日時点で、3ヶ月以上継続して雇用していることがわかるもの	写し可
⑪	実務経験証明書	免許・認定等を有しない技術者が実務経験のみで登録を希望する場合のみ提出 建設業許可または経営事項審査申請(更新)時に届出たものか、今回作成したもの	写しまたは市様式

次ページへ続く

建設工事　等級格付業種希望有り　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
⑮	資本関係または人的関係に関する申告書	関係にある者が同じ業種において、小林市の入札参加資格申請をしている、またはする予定である場合提出 該当がない場合も「該当なし」と記入し提出	市様式
－	法人税申告書別表２「同族会社等の判定に関する明細書」 または会社法第 121 条に規定する「株主名簿」	該当する場合のみ⑮と併せて提出	写し可
⑯	社会保険等加入状況に関する申告書		市様式
－	【国税】納税証明書	法人は、『その３の３』 個人は、『その３の２』　提出	写し可
－	【宮崎県税】納税証明書		写し可
－	【小林市税】完納証明書	法人は、会社分・代表者分の２通 個人は、代表者分１通　提出	写し可
－	障害者雇用証明書類 a:身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれか b:雇用関係が確認できる書類	雇用義務のある申請者、雇用義務は無いが加点を希望する申請者のみ提出 手帳の写しを提出する場合は、必ず本人に使用用途を説明し同意を得ること ｂについては前述の要領７を参照	写し可
⑰	消防団員雇用状況確認(申請)書	令和９年１月１日時点での在団者が対象	市様式
⑱	地域貢献活動参加確認(申請)書	令和７年１月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に小林市において参加したもの 宮崎県に提出した別記様式第４－４号(第 10 条関係)の写し等でも可	写し 又は 市様式
⑱-2	地域貢献活動実施報告書　自社活動分	令和７年１月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に小林市において自社で実施したもの	任意様式
⑲	納税状況閲覧承諾書		市様式
⑳	提出書類該当無し報告書	⑰、⑱、⑱-2 のいずれかで該当しない書類がある場合のみ提出	市様式
－	ISO 等の取得･ｴｺｱｸｼｮﾝ 21 の認証	該当する場合のみ提出	
	表彰受賞経歴	該当する場合のみ。対象期間内であることが分かるもの。対象期間は令和７年１月１日から令和８年 12 月 31 日までの間	

次ページへ続く

建設工事　等級格付業種希望有り　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	区分
－	建設キャリアアップシステム(CCUS)登録への申請完了の写し	該当する場合のみ提出	
－	若年者・女性技術者の雇用関係が確認できる書類	該当する場合のみ提出 前述の要領７を参照	
－	宮崎保護観察所の協力雇用主に登録している証明書類の写し	該当する場合のみ提出	
－	CD-R または CD-RW ※必要事項を入力した申請書ファイルを書き込んだもの	要領４を参照 紙提出書類と併せて提出	
－	受付票・返信用封筒またはハガキ	受付確認が必要な場合のみ同封 返信先住所の記入、切手の貼付は必須	－

※　提出区分が「市様式」と書かれている場合は市が指定する様式を使用し、「任意様式可」の場合は会社独自の様式で提出することができます。ただし、市が指定する様式に書かれている項目が記載されているものに限ります。

※　着色がされている書類については、該当しない場合を除き別途添付が必要です。

建設工事　等級格付業種希望無し　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
①-1-2	提出書類確認表	必ずチェック「✔」を入れること	市様式
③-1-2	競争入札参加資格審査申請書		市様式
－	【法人】商業登記簿謄本 【個人】代表者の身分証明書	現在または履歴事項全部証明書等 本籍地の市町村で発行されたもの ※どちらか該当する方を提出	写し可
④	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書	委任する場合は、委任先の代表者名も記載する	市様式
⑤	委任状	委任する場合のみ提出	任意様式可
－	営業所一覧表　別紙二(1)または(2)	委任する場合のみ提出 建設業許可申請(更新)時に届出したもの	写し可
－	印鑑証明書	拡大・縮小コピーはせず等倍で提出 法人事業者は会社実印、個人事業者は実印の証明書を提出	写し可
⑦	使用印鑑届	契約や請求に使用する印鑑が実印と同一の場合または委任状の受任者印を使用する場合は不要	市様式
－	建設業に係る許可書または許可証明書	提出できるのは許可終了日が令和９年１月以降のもの	写し可
－	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書	提出できるのは審査基準日が令和７年６月30日以降のもの	写し可
⑧	技術者雇用状況報告書	現場代理人も記入すること	市様式
－	合格証・資格者証の写し	名簿に登載する技術者全員分	写し可
	営業所技術者等証明書(新規･変更)または営業所技術者等一覧表	建設業許可申請(更新)時に営業所に置く専任技術者を届出たもの	写し可
	監理技術者資格者証の写し･講習修了証の写し	土木･建築施工管理技士の方で解体を希望する場合は登録解体工事講習の修了証	写し可
	原則として標準報酬月額通知書(最新のもの)。または住民税特別徴収税額通知書のいずれか	名簿に登載する技術者、現場代理人全員分 審査基準日時点で、3ヶ月以上継続して雇用していることがわかるもの	写し可
⑪	実務経験証明書	免許･認定等を有しない技術者が実務経験のみで登録を希望する場合のみ提出 建設業許可または経営事項審査申請(更新)時に届出たものか、今回作成したもの	写し または 市様式

次ページへ続く

建設工事　等級格付業種希望無し　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
⑮	資本関係または人的関係に関する申告書	関係にある者が同じ業種において、小林市の入札参加資格申請をしている、またはする予定である場合提出 該当がない場合も「該当なし」と記入し提出	市様式
－	法人税申告書別表２「同族会社等の判定に関する明細書」 または会社法第 121 条に規定する「株主名簿」	該当する場合のみ⑮と併せて提出	写し可
⑯	社会保険等加入状況に関する申告書		市様式
－	【国税】納税証明書	法人は、『その３の３』 個人は、『その３の２』　提出	写し可
－	【宮崎県税】納税証明書		写し可
－	【小林市税】完納証明書	法人は、会社分・代表者分の２通 個人は、代表者分１通　提出	写し可
⑲	納税状況閲覧承諾書		市様式
－	CD-R または CD-RW ※必要事項を入力した申請書ファイルを書き込んだもの	要領４を参照 紙提出書類と併せて提出	－
－	受付票・返信用封筒またはハガキ	受付確認が必要な場合のみ同封 返信先住所の記入、切手の貼付は必須	－

※　提出区分が「市様式」と書かれている場合は市が指定する様式を使用し、「任意様式可」の場合は会社独自の様式で提出することができます。ただし、市が指定する様式に書かれている項目が記載されているものに限ります。

※　着色がされている書類については、該当しない場合を除き別途添付が必要です。

測量・建設コンサルタント等　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
①-2	提出書類確認表	必ずチェック「✔」を入れること	市様式
③-2	競争入札参加資格審査申請書		市様式
－	【法人】商業登記簿謄本 【個人】代表者の身分証明書	現在または履歴事項全部証明書等 本籍地の市町村で発行されたもの ※どちらか該当する方を提出	写し可
④	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書	委任する場合は、委任先の代表者名も記載する	市様式
⑤	委任状	委任する場合のみ提出	任意様式可
⑥	営業所一覧表	本店のみの場合は提出不要	任意様式可
－	印鑑証明書	拡大・縮小コピーはせず等倍で提出 法人事業者は会社実印、個人事業者は実印の証明書を提出	写し可
⑦	使用印鑑届	実印と使用印が同一の場合または委任状の受任者印を使用する場合は不要	市様式
－	登録通知書または登録証明書	本店分、法律または登録規定による登録制度のある業種を希望する場合のみ提出	写し可
－	委任する事務所等が業務に関し登録を受けていることを証する書面	【測量】 地方整備局に提出した測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の営業所欄に委任先の都道府県名の記載がある書類など 【建築関係建設コンサルタント(建築一般のみ)】 委任先の建築士事務所登録証明書など	写し可
⑨	業態調書		市様式
－	国土交通大臣の確認印のある現況報告書の副本の写し	・建設コンサルタント ・補償コンサルタント ・地質調査	写し可
－	財務諸表（１か年分・最新のもの）	現況報告書を別に提出する場合は不要	任意様式可
⑩	技術者名簿		任意様式可
－	「法令等による免許･認定等」の内容が確認できる書類	資格者証等	写し可
	原則として標準報酬月額通知書(最新のもの)。または住民税特別徴収税額通知書のいずれか	名簿に登載する技術者、現場代理人全員分 審査基準日時点で、3 ヶ月以上継続して雇用していることがわかるもの	写し可

次ページへ続く

測量・建設コンサルタント等　提出書類一覧

様式番号	書類名	備考	提出区分
⑪	実務経験証明書	免許・認定等を有しない技術者が実務経験のみで登録を希望する場合のみ提出	任意様式可
⑫	測量等実績調書（２か年分）	希望する業種ごとに作成	任意様式可
⑮	資本関係または人的関係に関する申告書	関係にある者が同じ業種において、小林市の入札参加資格申請をしている、またはする予定である場合提出 該当がない場合も「該当なし」と記入し提出	市様式
－	法人税申告書別表２「同族会社等の判定に関する明細書」または会社法第 121 条に規定する「株主名簿」	該当する場合のみ⑮と併せて提出	写し可
⑯	社会保険等加入状況に関する申告書		市様式
－	【国税】納税証明書	法人は、『その３の３』 個人は、『その３の２』　提出	写し可
－	【宮崎県税】納税証明書		写し可
－	【小林市税】完納証明書	法人は、会社分・代表者分の２通 個人は、代表者分１通　提出	写し可
⑲	納税状況閲覧承諾書		市様式
－	CD-R または CD-RW ※必要事項を入力した申請書ファイルを書き込んだもの	要領４を参照 紙提出書類と併せて提出	－
－	受付票・返信用封筒またはハガキ	受付確認が必要な場合のみ同封 返信先住所の記入、切手の貼付は必須	－

※　提出区分が「市様式」と書かれている場合は市が指定する様式を使用し、「任意様式可」の場合は市が指定する様式または会社独自の様式を使用してください。ただし、市が指定する様式に書かれている項目が記載されているものに限ります。

※　着色がされている書類については、該当しない場合を除き別途添付が必要です。